

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学公的研究費管理責任体制

1. 最高管理責任者： 理事長（公的研究費管理規程第4条）
最高管理責任者は、公的研究費の運営及び管理に関し法人を統括し、対外的なすべての責任を負う
2. 統括管理責任者： 教育研究を担当する理事（公的研究費管理規程第5条）
最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について法人を統括する実質的な責任及び権限を有する
3. 部局責任者： 各部局における直接経費の運営及び管理について実質的な責任及び権限を有する（公的研究費管理規程第6条）

直接経費区分	部局区分	部局責任者
文部科学省 科学研究費助成事業 その他公的研究費	工学部	地域連携部長
	薬学部	
	大学院工学研究科	
	共通教育センター	
	地域連携センター	
	教育開発センター	
	研究機器センター	
	機械設計工作センター	
	国際交流推進機構	
	研究推進機構	
	事務局	

4. 公的研究費の使用・ルール等に関する窓口： 地域連携研究推進室
(公的研究費管理規程第22条)
5. 通報（告発）窓口： 監査室
学生からの公益通報等の場合においては学生相談室
(公的研究費管理規程第23条、公益通報に関する規程第3条)